

主 な 事 務 事 業 一 覧

名 称	課 名	掲載項
感染症の医療体制整備事業	(薬事衛生課)	6
健康長寿しまね推進事業	(健康推進課)	7
生活習慣病予防対策事業	(健康推進課)	8
食育推進基盤整備事業	(健康推進課)	9
80歳20本の歯推進事業	(健康推進課)	10
難病相談・支援事業	(健康推進課)	11
肝炎医療費助成事業	(健康推進課)	12
国民健康保険支援事業	(健康推進課)	13
後期高齢者医療支援事業	(健康推進課)	14
精神保健推進事業	(障害者福祉課)	15
地域リハビリテーション体制整備事業	(高齢者福祉課)	16
地域福祉セーフティネット推進事業	(地域福祉課)	16
福祉人材確保・育成事業	(地域福祉課)	17
社会福祉法人指導事業	(地域福祉課)	17
生涯現役づくり推進事業(県民意識啓発)	(高齢者福祉課)	18
新たな共助の仕組みづくり推進事業	(高齢者福祉課)	18
高齢者介護予防推進事業	(高齢者福祉課)	19
介護人材緊急確保事業	(高齢者福祉課)	20
介護人材確保・定着推進事業	(高齢者福祉課)	21
介護給付費負担金事業	(高齢者福祉課)	22
島根県介護保険財政安定化基金事業	(高齢者福祉課)	23
苦情処理体制整備事業	(高齢者福祉課)	23
介護保険低所得者利用負担対策事業	(高齢者福祉課)	24
介護保険リハビリテーションサービス推進事業	(高齢者福祉課)	25
島根県介護研修センター事業	(高齢者福祉課)	25
介護サービス情報の公表制度	(高齢者福祉課)	26
ケアマネジャー総合支援事業	(高齢者福祉課)	27
療養病床再編推進事業	(高齢者福祉課)	27
障害者地域生活支援事業	(障害者福祉課)	28
障害者自立支援医療等給付事業	(障害者福祉課)	29
障害者在宅サービス事業	(障害者福祉課)	30
障害者施設等運営事業	(障害者福祉課)	31
障害者施設等整備事業	(障害者福祉課)	32
障害者相談事業	(障害者福祉課)	33
動物管理等対策事業	(薬事衛生課)	36
生活保護費の給付事業	(地域福祉課)	37
がん診療体制の強化	(医療対策課)	37
緩和ケアの推進	(医療対策課)	38
精神医療提供事業	(障害者福祉課)	38
地域医療を支える医師確保養成対策事業	(医療対策課)	39
看護師等確保対策事業	(医療対策課)	40
医療機能の確保	(医療対策課)	41
みんなで子育て応援事業(こっころ事業)	(青少年家庭課)	42
仕事と家庭の両立支援事業	(青少年家庭課)	42
縁結び応援事業	(青少年家庭課)	43
乳幼児等の育児支援事業	(青少年家庭課)	43
保育所等整備支援事業(安心こども基金事業)	(青少年家庭課)	45
地域児童育成事業	(青少年家庭課)	46
子育てに関する経済負担対応事業	(青少年家庭課)	47
子どもと家庭相談体制整備事業	(青少年家庭課)	48
里親委託児童支援事業	(青少年家庭課)	48
お産あんしんネットワーク事業	(健康推進課)	49
妊婦健康診査臨時特例交付金事業	(健康推進課)	49
親と子の医療費助成事業	(健康推進課)	50
女性の健康相談事業	(健康推進課)	52
簡易水道等施設整備推進交付金事業	(薬事衛生課)	52
ハンセン病療養所入所者等支援事業	(健康推進課)	53
女性相談事業	(青少年家庭課)	53

感染症の医療体制整備事業

1 趣 旨

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため医療体制を整備する。

2 事業の概要

(1) 感染症指定医療機関の整備

① 一類及び二類感染症患者等に対して良質かつ適切な医療を提供するために感染症指定医療機関（第一種、第二種）を整備する。

・感染症指定医療機関

第一種感染症指定医療機関 1箇所（平成19年度～平成21年度に整備）

第二種感染症指定医療機関 二次医療圏に各1箇所（整備済み）

② 一類及び二類感染症患者を入院させるための感染症指定医療機関の運営に要する費用について補助する。

・第二種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり150万円）

(2) 患者等の移送体制の整備

感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送するために感染症患者移送体制を整備する。

(3) 患者等の人権擁護

感染症患者等の入院勧告及び入院期間の延長について、人権を尊重した対応とするため3箇所の保健所に「感染症診査協議会」（委員：各15名）を設置する。

(4) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生及び大流行に備え、健康被害を最小限にとどめ、社会経済を破綻に至らせないために各種対策を実施する。

・抗インフルエンザウイルス薬備蓄

・発熱外来設備整備

・入院医療機関設備整備

・普及啓発

3 平成21年度予算額

394,801千円

(担当課 薬事衛生課)

健康長寿しまね推進事業

1 趣 旨

すべての県民が、生涯にわたって健康で明るく生きがいを持ち、可能な限り健康である期間を維持しつつ、質の高い生活を送ることが必要である。そのための健康的な生活習慣の確立に向けた健康づくり、生きがい活動、要介護状態の予防対策を総合的に県民運動として推進することにより、健康長寿日本一を目指す。

全県共通テーマとして「たばこ」、「食生活」、「運動」、「検診(健診)受診」に取り組む。

2 事業の概要

(1) 健康長寿しまね推進会議の開催

健康長寿しまね推進会議を開催し、健康づくりや生きがい活動、寝たきり予防等の活動について検討し、県民運動の推進母体としての活動を展開する。

全県2回、各圏域2回

(2) 健康づくり表彰事業

健康づくり「標語」、健康づくり「グループ」の表彰

健康づくりを実践していくための県民運動の気運を盛り上げる。

標 語：県民から健康づくりや生きがい活動、寝たきり予防にかかる標語を表彰

グループ：地域や職場等において健康づくり活動を行っているグループを表彰

募集7月～9月、表彰11月

(3) 健康長寿しまね啓発広報事業

いきいきしまね(健康長寿しまね広報誌)や健康長寿しまねマスコットキャラクター「まめなくん」、ホームページ、新聞等各種媒体を活用して健康づくりの啓発広報を行う。

(4) 圏域健康長寿しまね推進事業

圏域健康長寿しまね推進会議の開催及び、たばこ、食等の各部会の活動等を行うことにより圏域における健康長寿日本一を目指した取り組みを行う。

3 平成21年度予算額

9, 178千円

(担当課 健康推進課)

生活習慣病予防対策事業

1 趣 旨

健康長寿日本一を目指し、健康的な生活習慣の確立を図ると共に、がん、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病を予防するための協議検討や普及啓発等を行う。

2 事業の概要

(1) 地域・職域連携健康づくり推進協議会の開催

健康課題の多い働き盛り世代の健康づくりを推進するため、市町村、事業主、産業保健センター、労働基準監督署、商工会等の地域保健と職域保健の関係者が集い、情報交換や連携協働活動等の協議、検討を実施。

(2) 脳卒中对策検討会および脳卒中情報収集活動事業

寝たきりの原因となっている脳卒中を予防するため、脳卒中発症者の同意や医療機関の協力を得て発症情報等を収集分析し、発症・再発予防の検討を実施。

(3) 糖尿病対策事業

糖尿病は脳卒中や急性心筋梗塞等の危険因子となり、また、腎症や網膜症等の合併症をもたらす全身疾患でもあることから、増加している糖尿病有病者や予備群を減少させるための取り組みや地域における糖尿病対策の評価及び検討を実施。

(4) たばこ対策推進事業

島根県たばこ対策指針に基づき、「防煙」、「禁煙サポート」、「分煙受動喫煙防止」、「普及啓発」の取り組みを推進。

特に平成20年度からは「分煙」に重点をおき、取り組みを推進。

(5) 運動普及事業

働き盛り世代を中心とした運動の推進を図るため、運動チャレンジ事業（ぶよぶよおなかひっこめ大作戦）等、啓発活動等の実施。

(6) がん予防対策事業

島根県がん対策推進計画に基づいて、がん予防対策の推進を図る。特に働き盛りの命を守るがん対策事業として、がん検診受診者を増やすための取り組みを進める。

(7) 特定健康診査・特定保健指導負担金

市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への補助 県1 / 3

医療保険者が行う特定健診・特定保健指導が円滑で効果的な実施となるよう、相談支援及び従事者研修会を実施。

(8) 健康増進事業補助金

健康増進法に基づいて市町村が行う健康増進事業に対する補助 県1 / 3

3 平成21年度予算

136,436千円

(担当課 健康推進課)

食育推進基盤整備事業

1 趣 旨

島根県食育推進計画に基づき、島根県食育・食の安全推進協議会が県民運動の推進母体となって地域における総合的な食育の推進を図る。

2 事業の概要

(1) 外食栄養成分表示促進事業

外食栄養成分表示店舗の拡大を目指し、関係団体との連絡会及び担当者会議を開催する。

(2) 食育サポーター等育成事業

食育を県民運動として展開するため、地域に潜在する人材・団体を発掘・養成する。

(3) 食育推進専門研修

地域における食生活改善のための取り組みを促進するため、食育の推進に関する専門的知識を有する者を対象に研修会を開催し、資質向上を図る。

(4) 特定給食施設指導

特定給食施設に対して、栄養管理の実施について指導・助言を行う。

(5) 食育推進体制構築事業

関係団体と連携体制を構築し、食育を県民運動として構築するため、県食育・食の安全推進協議会、圏域ネットワーク会議を開催する。

(6) 食育活動活性化事業

食育を県民運動として展開するため、食育を推進する団体等を対象とした活動活性化支援のための助成を行う。

(7) 食育推進啓発事業

食育を県民運動として展開していくため、県民への普及啓発を大々的に行い、全県における食育推進の気運醸成及び食育実践の契機とする。

3 平成21年度予算

9,022千円

(担当課 健康推進課)

80歳20本の歯推進事業

1 趣 旨

80歳で20本以上自分の歯を残す8020(ハチマルニイマル)を早期に実現することを目的としており、平成19年度に策定した「8020推進10か年戦略構想～後期5か年計画～」に基づき、取り組みを推進する。

2 事業概要

- (1) 歯科保健推進協議会、圏域歯科保健連絡調整会議の開催
8020推進10か年戦略構想～後期5か年計画～の進行管理等として開催する。
- (2) 壮年期歯科保健推進事業
県と歯科医師会等の関係機関が連携して歯周疾患予防対策を中心とした事業を展開する。
 - ・各圏域歯周疾患対策研修会の開催
 - ・事業所における歯科保健活動のあり方検討事業の実施
 - ・歯科保健従事者研修会の開催
- (3) 口腔機能の維持向上
8020の達成に向けて、歯周疾患の早期発見や口腔機能向上のための研修会や、体制整備のための検討会を開催する。
 - ・歯周疾患予防管理研修会の開催
 - ・口腔機能維持管理検討会の開催
- (4) 親と子のよい歯のコンクール
前年度の3歳児健診を受診した幼児とその保護者の中から口腔内状態が良好な者を表彰し、全国大会へ推薦する。

3 平成21年度予算

6,358千円

(担当課 健康推進課)

難病相談・支援事業

1 趣 旨

難病患者のＱＯＬの維持・向上支援対策として、訪問・相談活動等個別支援の充実強化を図るとともに、患者・家族教室、ボランティア養成、啓発事業等の難病相談・支援センター事業を保健所と平成16年度に設置した「しまね難病相談支援センター」において実施している。

また、地域における重症難病患者の相談体制及び病状急変時の受入病院の確保を図るため、難病拠点・協力病院の指定を行うとともに、しまね難病相談支援センターに難病医療専門員を配置し、地域における難病患者支援ネットワーク体制の整備・充実を図っている。

平成21年度には、重症難病患者の一時入院を受け入れた病院に受入経費の一部を補助する制度を創設し、病院における一時入院の推進を図ることとしている。

2 事業の概要

事業名	事業内容
①難病相談・支援センター事業 ○患者・家族教室開催事業 ○難病医療研修事業 ○ピアサポート員・ボランティア員事業 ○講師派遣事業 ○広報等啓発事業	難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進する。
②重症難病患者入院施設確保事業 ○難病医療専門員配置 ○難病医療連絡協議会運営 ○難病医療従事者研修開催	重症難病患者に対し、病状急変時等に、適宜・適切な医療の提供ができるよう、地域の医療機関による難病医療ネットワークの整備を図る。
③難病患者地域支援対策推進事業 ○難病患者訪問相談事業 ○難病患者訪問指導（診療）事業 ○在宅療養支援計画策定・評価事業 ○専門相談事業	患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心にして、地域の関係機関との連携の下に事業を実施する。
④保健師専門研修事業	保健所における相談窓口での対応、訪問活動や患者・家族教室等における療養支援に必要な知識・技術の習得を図るため、専門研修を実施する。
⑤難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。
⑥難病患者等居宅生活支援事業 ○ホームヘルプサービス事業 ○短期入所事業 ○日常生活用具給付等事業	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する。 [実施主体（市町村）に対する補助]
⑦在宅重症難病患者一時入院支援事業 ○初度設備整備補助金 ○一時入院支援事業補助金	在宅において、医療依存度の極めて高い重症難病患者の介護を行う者の休養等のため、重症難病患者が医療機関に一時入院できるよう支援する。

3 平成21年度予算額

44,147千円

(担当課 健康推進課)

肝炎医療費助成事業

1 趣 旨

国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏功すれば、ウイルスを除去し、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。

しかしながら、このインターフェロン治療に係る医療費が高額である。そこで、早期治療の推進の観点から、このインターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎の感染防止を図る。

2 事業の概要

(1) 対象医療

①B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療で、保険適用となっているもの

②インターフェロン治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等

※ インターフェロン治療と無関係な治療は助成の対象外

(2) 助成期間

原則として同一患者につき1か年を限度とするが、6ヶ月まで延長できる場合がある。

(3) 実施方法

患者の1か月の自己負担額（3割及び高額療養費支給後等）が、次表の階層区分による自己負担限度額を超えた額を県から保険医療機関等へ交付

階層区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額(月額)
上位所得層	235,000円以上	50,000円
中位所得層	65,000円以上235,000円未満	30,000円
下位所得層	65,000円未満	10,000円

(4) 平成21年度からの変更事項

①以下に該当する場合は、例外的に1年間を超えて受給期間の延長を認める

○副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合に、2ヶ月を限度とする期間延長を認める

○C型慢性肝炎セルグロブ1型、高ウイルス量症例に対するpegインターフェロン及びリビリン併用療法の実施にあたり、一定の条件を満たし、72週投与が必要と医師が判断する場合に、6ヶ月を限度とする期間延長を認める

②自己負担限度額を決定するために確認が必要となる申請者の「世帯」については、従来どおり住民票上の世帯を単位とするが、受給者から除外対象とする申請がある場合に、以下すべての条件に該当する者を当該「世帯」の市町村民税課税額の合算対象から除外することを認める

○配偶者以外であること

○地方税法上、扶養関係にないこと

○医療保険上、扶養関係にないこと

(4) 事業期間 平成20年度から7年間

(5) 実施主体 島根県

(6) 補助率 県1/2

3 平成21年度予算額

193,804千円

(担当課 健康推進課)

国民健康保険支援事業

1 趣 旨

国民健康保険は、構造的に保険料（税）の負担能力の低い被保険者の割合が多く、また低所得者の保険料（税）を軽減する制度もある。このため、保険料（税）の軽減相当額及び低所得者の数に応じた保険料（税）の一部を、公費で補填することにより国保の財政基盤の安定を図る。

また、高額な医療費の発生は保険者の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなることから、国民健康保険団体連合会が主体となり危険分散を図るため保険者（市町村）の拠出金等を財源として「高額医療費共同事業」を実施している。この事業に負担金を交付することにより、国保財政基盤の安定化を図る。

さらに、県内市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、国民健康保険調整交付金を交付している。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
保険基盤安定負担金	低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額の一定割合を補填	保険者（市町村）	保険料軽減分 県 3 / 4 保険者支援分 国 1 / 2 県 1 / 4
高額医療費共同事業負担金	レセプト1件当たり80万円を超える額に59 / 100を乗じた額（国保連合会→保険者）	国民健康保険団体連合会	国 1 / 4 県 1 / 4
国民健康保険調整交付金	{療養給付費等－（保険基盤安定繰入金1/2＋基準超過費用額）}＋（後期高齢者支援金等－前期高齢者交付金等）＋老健拠出金＋介護納付金	保険者（市町村）	7%

3 平成21年度予算額

4,680,716千円

保険基盤安定負担金	1,734,873千円
高額医療費共同事業負担金	301,192千円
国民健康保険調整交付金	2,644,651千円

（担当課 健康推進課）

後期高齢者医療支援事業

1 趣 旨

高齢化に伴う医療費の増加が見込まれる中、現役世代と高齢者の負担の公平化を図りつつ、持続可能な制度とするために、後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年度から施行された。

当該制度が安定的に運営できるよう、低所得者の保険料軽減など国保と同様に法に基づき各種支援策が講じられ、これらに県の負担金を交付するなど、事業の安定化を図っていく。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
医療給付費負担金	医療給付費の一定割合を負担	後期高齢者医療広域連合	国 25% 県 8% 市町村 8%
基盤安定負担金	低所得者の保険料の軽減相当額の一定割合を補填	市町村	県 3/4 市町村 1/4
高額医療費負担金	高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分を負担	後期高齢者医療広域連合	国 1/4 県 1/4 広域連合 1/2
財政安定化基金	保険料未納リスク、給付増リスク等に対応するため、貸付等を行う	県	国 1/3 県 1/3 広域連合 1/3

3 平成21年度予算額

9,497,410千円

医療給付費負担金 7,663,507千円
 基盤安定負担金 1,353,405千円
 高額医療費負担金 238,740千円
 財政安定化基金 241,758千円

(担当課 健康推進課)

精神保健推進事業

① 自殺総合対策事業

1 趣 旨

自殺を個人的な問題としてとらえるのではなく、その背景にある失業や多重債務などの社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組により、自殺の防止と自殺者の親族等に対する支援の充実を図るため「自殺対策基本法」が制定されました。また、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

全国上位にある自殺率（平成18年度全国4位）の減少を目標に、平成19年度に策定した「島根県自殺対策総合計画」に基づき、うつ病対策の強化はもとより社会的要因に対する取組や自殺者の遺族へのケアなど総合的な取組により、自殺を考えている人を一人でも多く救うことによって、「私たちが生きやすいしまね」を構築します。

2 事業の概要

(1) 自殺総合対策の推進体制の整備

連携体制を強化するために県自殺総合対策連絡協議会及び圏域自殺予防対策連絡会（7圏域）を設置し、自殺対策の推進に向けた総合計画の進行管理を行います。

- ・設置主体：県
- ・開催回数：1回（県協議会）、2～3回（圏域連絡会）
- ・構 成 員：学識経験者、医療、職域、地域、法律、行政関係者
- ・事 務 局：障害者福祉課（県協議会）、保健所（圏域連絡会）

(2) 普及啓発事業

自殺予防週間（9月10日からの1週間）等を契機に自殺予防や心の健康の普及啓発を進めると共にシンポジウム等を開催します。

- ・実施主体：県
- ・実施箇所数：シンポジウム等（県内1～2カ所）
普及啓発（県内全域）

(3) 地域関係者研修事業

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を進めるため、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応ができる人材等を養成します。

- ・実施主体：県（委託や他機関・団体との共催実施を含む）
- ・対 象 者：かかりつけの医師、介護支援専門員、民生児童委員等

(4) 自死遺族ケア対策事業

自死遺族のつどいの開催と自助グループへの支援及び支援するスタッフの資質の向上を進めます。

- ・実施主体：県
- ・開催回数：2か月に1回（つどい）

3 平成21年度予算額

10,041千円

(担当課 障害者福祉課)

② 地域自殺対策緊急強化事業

1 趣 旨

全国で自殺者数が平成10年から11年連続で3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、島根県に設置する自殺対策を緊急に強化するための基金を活用し、地域における自殺対策力を強化します。

2 事業の概要

(1) 各種相談窓口の周知

悩みを抱える人が、相談したときにすぐに相談窓口を連絡できるよう、相談窓口一覧を作成し配布します。

(2) 啓発用チラシの作成

自殺者の多くはその直前に「うつ病」等何らかの精神疾患にかかっていることから、うつ病の早期治療のため、睡眠（不眠）に着目した啓発用チラシ等を作成し配布します。

(3) 市町村自殺対策事業の支援

自殺対策は、住民により身近な自治体である市町村においても取り組みを進めることが重要であり、市町村が実施する自殺対策事業を支援し、地域の実態に応じたよりきめ細かい対策の実施を促進します。

3 平成21年度予算額

39,065千円

(担当課 障害者福祉課)

地域リハビリテーション体制整備事業

1 趣 旨

高齢者が住み慣れた地域で必要なリハビリテーションを継続して受けることができるよう体制整備を行うことにより、要介護状態の維持及び悪化防止を行う。

2 事業の概要

- (1) 介護保険のリハビリテーションサービス提供体制強化事業
- (2) 圏域地域リハビリテーション推進行動計画の進行管理（平成19～21年度）

3 平成21年度予算額

4, 105千円

(担当課 高齢者福祉課)

地域福祉セーフティネット推進事業

1 趣 旨

過疎化や少子高齢化、また人間関係の希薄化や自然災害などにより生じた生活上の福祉課題について、社会福祉協議会と住民、専門職（組織）、行政などが協働してさまざまな施策に取り組み、支援を必要とする人だけでなく、すべての県民が安心して暮らせるよう、地域におけるセーフティネットの仕組みづくりを進めます。

このため、平成20年度から取り組んできた、より身近な生活区域である自治会区での地域福祉活動を引き続き推進します。

2 事業の概要

- (1) 地域福祉トータルケア推進事業
 - ①コミュニティソーシャルワーカーの実践力を強化する研修
 - ②コミュニティソーシャルワークの研修
- (2) ボランティアセンター事業
 - ①福祉教育の推進
 - ②ボランティアコーディネーターのスキルアップのための研修
 - ③県民活動応援サイト「島根いきいき広場」の運営 など
- (3) 地域福祉活動基盤強化事業

- ・自治会区福祉活動開発検討会の開催
- ・自治会区福祉活動の実践モデル活動（2地区）
- ・自治会区福祉活動推進フォーラムの開催
- ・自治会区福祉活動計画策定セミナーの開催
- ・地域福祉活動基盤強化のための現地訪問指導

3 平成21年度予算額

6, 265千円

(担当課 地域福祉課)

福祉人材確保・育成事業

1 趣 旨

高齢化が進む本県では、福祉・介護分野における従事者の確保・定着が喫緊の課題であることから、福祉人材センターにおける福祉・介護人材の確保・育成の取組を引き続き進めるとともに、庁内関係各課をはじめ関係機関・団体等の連携により、質の高い福祉・介護サービスが提供されるよう、福祉・介護職員の確保・定着を図るための具体的な施策、事業の展開を図っていく。

2 事業の概要

(1) 福祉人材センターの運営

福祉人材センターにおける取組み（無料職業紹介、福祉就職フェア、就職セミナー、説明会、各種研修、職場体験事業など介護人材確保・定着推進のための委託事業等）の充実を図る。

(2) 民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費の補助

民間社会福祉事業の振興に寄与するため、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当金の支給に関する費用を補助する。

(3) 介護福祉士等修学資金の貸付

介護福祉士等の県内定着を図るため、実施主体を県社会福祉協議会として、養成施設入学者への修学資金貸付を行う。

(4) ネットワークの構築

関係機関・団体で構成する「介護人材確保対策ネットワーク会議」を年度当初に設置し、「福祉・介護人材確保対策プロジェクトチーム（庁内推進組織）」との連携により、官民一体となった取組を行う。

3 平成21年度予算額

412,948千円

(担当課 地域福祉課)

社会福祉法人指導事業

1 趣 旨

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、法人設立や定款変更等の承認・指導及び施設の実地あるいは書面での監査を実施します。

2 事業の概要

(1) 実施体制

- ・社会福祉法人等指導監査業務は本庁において一元的に実施（平成17年度から）
- ・指導監査は、地域福祉課（指導監査スタッフ）と各事業課が共同実施
- ・地域福祉課職員を石見スタッフとして浜田合庁に配置し、平成20年度から増員により体制強化

(2) 実施計画

- ・基本方針：島根県社会福祉法人等指導監査要綱、同要領及び指導監査計画により効果的・重点的に実施
- ・監査対象：社会福祉法人、社会福祉施設、事業者等
- ・監査項目：平成21年度指導監査実施計画に定める各指導監査調書による
- ・根拠法令：社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、介護保険法、障害者自立支援法

(3) 基本的考え方

- ・法定受託事務である社会福祉法人及び生活保護施設については、厚生労働省の定める要綱等に基づき実施
- ・自治事務である老人福祉施設、障害者施設、児童福祉施設については、厚生労働省が示す方針等を基本として実施

3 平成21年度予算額

879千円

(担当課 地域福祉課)

生涯現役づくり推進事業（県民意識啓発）

1 趣 旨

心身ともに健康で、いくつになっても現役意識を持ち続け、社会との関わりを持ちながら生活している高齢者を顕彰することにより、健康・長寿の素晴らしさを県民に周知し、高齢者の健康と生きがいがづくりの意識高揚を図る。

2 事業の概要

○100歳以上健康超寿者表彰

(1) 対象者

100歳を超えても健康を保ち、社会との関わりを持っておられる県内在住者

(2) 表彰内容

年1回（9月1日～15日頃）、対象者5名程度に表彰状及び記念品を授与

○75生涯現役証

(1) 対象者

75歳を過ぎても何らかの活動（農林水産業や商工業、ボランティアや文化・スポーツ等）に取り組んでいる県内在住者

(2) 認定方法等

自薦・他薦により提出された申請書を文書審査し、知事による認定証を発行する。

3 平成21年度予算額

650千円

（担当課 高齢者福祉課）

新たな共助の仕組みづくり推進事業

1 趣 旨

本県では、全国に先がけて本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えているが、今後もこの傾向が続くと推計されており、地域社会のマンパワーが急激に減少することが懸念されている。

よって、本県における少子高齢社会に見合った持続可能な仕組みを新たに構築するため、元気な高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」に取り組み、高齢者グループの組織化や活動の活性化を図る。

2 事業の概要

元気な高齢者が地域で活躍するためにはスポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成する事が不可欠である。また、高齢者の社会参加を推進するため、活動を支えていく人材の育成や高齢者グループの組織化や活動の活性化支援する。 *□県社協・■老人クラブ関係

□高齢者大学校運営事業<シマネスクくにびき学園の運営：東・西部校 2年課程 計380人定員>

□島根県健康福祉祭運営事業<4月～6月に県内各地で開催>・シルバー美術展

全国健康福祉祭（ねんりんピック）派遣<H21は北海道で開催>

□団塊の世代地域参加モデル事業<地域活動に参加するための準備講座の開催等>

■市町村老人クラブ連合会助成事業、県老人クラブ連合会補助金

■県老人クラブ連合会健康づくり支援事業

■お達者度チェック・認定制度モデル事業<高齢者の地域活動への参加を促し、健康寿命延伸を図る仕組みづくり>

3 平成21年度予算額

53,940千円

（担当課 高齢者福祉課）

高齢者介護予防推進事業

①地域でガッチリ安心サポート事業（地域支援事業交付金）

1 趣 旨

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、介護保険者が実施する地域支援事業に対して交付金を交付する。

2 事業の概要

介護保険者が従事する下記の事業を対象とする。

①介護予防事業（必須事業）

- ・介護予防のスクリーニングの実施
- ・上記スクリーニングの結果を踏まえ、要支援・要介護状態になるおそれの高い者等を対象とする介護予防プログラムの提供

②包括的支援事業（必須事業）

- ・介護予防マネジメント事業（上記①の介護予防プログラムのマネジメント）
- ・総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）
- ・権利擁護事業（虐待の予防・早期発見、成年後見制度の情報提供等）
- ・地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

※これらの事業の実施主体として、地域包括支援センターを設置

③任意事業

介護給付費適正化事業、家族支援事業など

3 平成21年度予算額

275,296千円

（担当課 高齢者福祉課）

②認知症サポート事業

1 趣 旨

認知症高齢者や高齢独居世帯の増加が予測されるため、地域で認知症高齢者を支える仕組みを整備する。

2 事業の概要

(1) 認知症調査研究事業

今後の認知症対策を効果的に推進するため、関係者へのヒアリング及び有識者を交えての検討会を開催する。

(2) 認知症地域支援体制構築等推進事業

地域資源を有効に活用するために、資源のネットワーク化を図るとともにノウハウを他地域に提供する。

(3) 認知症相談支援事業

県内において認知症に係る電話番号等を実施している団体の協力を得て相談支援の充実を図る。

(4) 権利擁護相談窓口設置支援事業

地域包括支援センターが行う認知症高齢者等の権利擁護業務を支援するため県が支援を行う。

3 平成21年度予算額

14,116千円

（担当課 高齢者福祉課）

③介護予防市町村支援事業

1 趣 旨

各保険者が実施する介護予防事業の支援を行うとともに、地域包括支援センターの運営支援を行い、各保険者における地域包括ケアの円滑な実施を導入する。

2 事業の概要

(1) 地域包括支援センター運営支援事業

地域包括支援センターの業務の手法を検討する場・研修の場づくりを県が行い、地域包括支援センターの運営基盤の確立を支援する。

(2) 介護予防事業の評価・市町村支援事業

介護予防の体制や実施方法の評価を行い、効果的な介護予防の実施・定着が図られるよう下記の事業により保険者等を支援する。

- ・保険者等の情報・意見交換会の実施
- ・個別具体的な評価方法の検討（部会設置）
- ・介護予防に関する研修の実施
- ・介護予防の知識に関する広報の実施

3 平成21年度予算額

6,994千円

(担当課 高齢者福祉課)

介護人材緊急確保事業

1 趣 旨

介護分野への就職を希望する求職者に対し、介護資格の取得支援と介護職場でのマッチングを適正に行い、短期離職にならないよう安定的に介護人材を確保する。

2 事業の概要

(1) 介護資格（ヘルパー2級）の取得支援

介護保険施設や事業所において働くために、基本的な介護技術を短期間で取得できるよう、県内2カ所でヘルパー研修を行う。

(2) 求職者の緊急雇用

島根県社会福祉協議会において、臨時雇用となり事業所で介護の教育訓練を受ける。

(3) 適正やニーズに応じたマッチング

いろいろな事業所で教育訓練を受け、求職者の適正や事業所のニーズに応じたマッチングを行い、事業所への就職につなげる。

○受け入れ計画

- ・ヘルパー研修（松江会場20名、浜田会場10名）
- ・教育訓練：年間延べ100名
- ・コーディネーターの配置

3 平成21年度予算額

100,000千円

(担当課 高齢者福祉課)

介護人材確保・定着推進事業

1 趣 旨

介護従事者の人材不足に対応するため、関係機関とも連携して、介護職場における人材の確保・定着に向けた取り組みを行う。

2 事業の概要

(1) 「介護の仕事」イメージアップ事業

介護に関する県民の理解と認識を深めるために「介護の日」（毎月11月11日）に併せたイベントや介護の仕事のイメージアップを図るための広報・啓発事業を実施する。

(2) 潜在有資格者等養成支援事業

介護福祉士養成校の資源を活用し、福祉・介護分野への新たな人材の参入と定着を支援するための研修を実施する。

①潜在的な介護福祉士・ホームヘルパー等の再就業を支援するための研修

②主婦層・高齢者の能力を生かして参画をすすめるための研修

③地域住民に対して福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修

④職員のキャリアアップを支援するための研修

(3) 進路選択学生支援事業

介護福祉士養成校に専門員を配置し、若い世代や地域の人材確保を推進する。

①高校等を訪問し、福祉・介護の魅力や実情の紹介

②中高生、家族、教員への相談・助言・指導

③地域団体との連携による地域イベント、説明会等の開催

(4) 職場体験等事業（委託先：島根県社会福祉協議会）

就労斡旋する際に、職場体験の機会を提供し、求職者の持つイメージと事業者の求める人材像のギャップを埋めることで、円滑な人材参入と定着を支援する。

(5) 福祉・介護人材定着支援事業（委託先：島根県社会福祉協議会）

人材定着支援アドバイザーを島根県福祉人材センターに配置し、就職して間もない従事者等をフォローアップし、職場の労働環境、人間関係等に関する相談に対応する。

(6) 複数事業所連携事業

複数の小規模事業所等がネットワークを形成し、協同で実施する求人活動、合同研修等の取り組みを助成する。

なお、コーディネーターを島根県福祉人材センターに配置する。

(7) 企画運営委員会（「介護人材確保対策ネットワーク会議」）

事業者団体、養成校等教育機関、就労支援機関等とネットワークを構築し、情報共有を図る

3 平成21年度予算額

42,603千円

(担当課 高齢者福祉課)

介護給付費負担金事業

1 趣 旨

介護保険法第123条第1項の規定により、政令で定めるところにより、県は市町村に対し、介護給付費及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費は100分の17.5に相当する額を、居宅給付費については100分の12.5に相当する額を負担する。

2 事業の概要

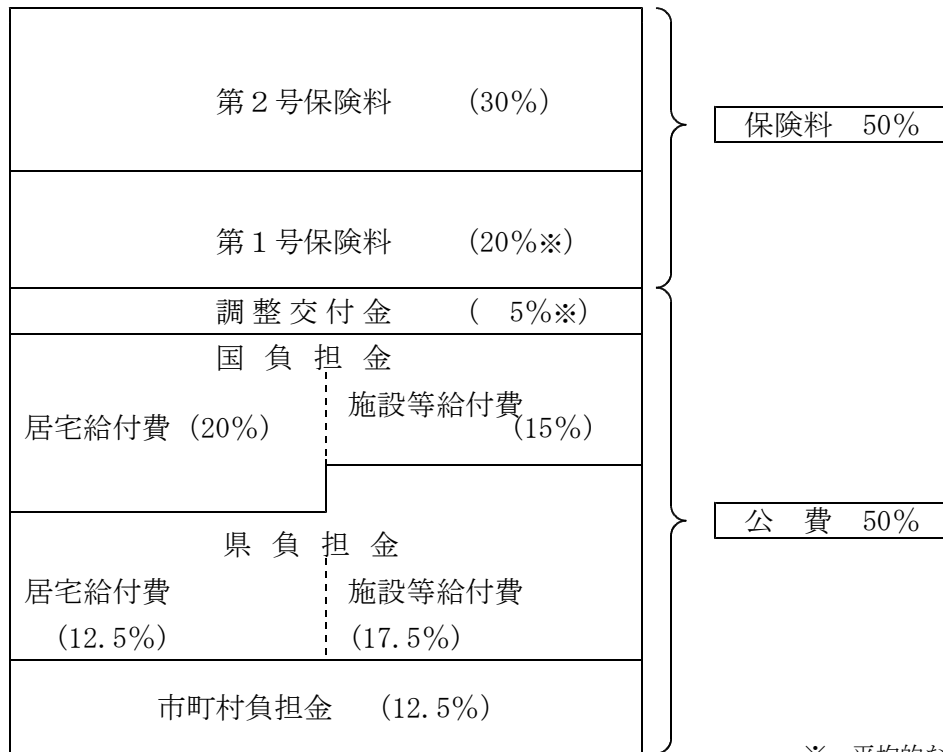
(1) 県負担額算定のルール

介護保険制度では、介護給付及び予防給付に要する費用の50%は公費負担で、残りの50%が被保険者の保険料負担となる。

公費負担の内訳は、国が25%（施設等分は20%）、都道府県が12.5%（施設等分は17.5%）、市町村が12.5%となっている。

被保険者の保険料負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が20%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が30%となっている。

介護給付費負担構成図



※ 平均的な負担割合

(2) 介護保険制度の県負担額の推計（平成21年度）

- ・ 県全体の標準給付費額（介護・予防給付） 60,749,731,507円
- ・ 県負担金の額

60,749,731,507円 × 県負担割合（※） = 8,990,006千円

※ 県負担割合 $\left(\begin{array}{l} \text{施設等給付費分} \quad 17.5\% \\ \text{居宅給付費分} \quad 12.5\% \end{array} \right)$

3 平成21年度予算額

8,990,006千円

（担当課 高齢者福祉課）

島根県介護保険財政安定化基金事業

1 趣 旨

給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納による財政赤字について、県に設置する「介護保険財政安定化基金」から、資金の交付又は貸付を行い、介護保険財政の安定化に資する。

2 事業の概要

- (1) 貸付 計画期間（3年間）に、保険料収納率低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う。
- (2) 交付 計画期間を通じて保険料収納不足かつ財政不足により、財政収支が不均衡となった保険者に対して3年度目に行う。
- (3) 財源 市町村、県及び国が同額を拠出、負担し、基金財源とする。

3 平成21年度予算額

4, 949千円

(担当課 高齢者福祉課)

苦情処理体制整備事業

1 趣 旨

介護サービス内容に関する苦情については、国保連が処理機関と位置づけられていることから、国保連に対し当該事務実施のための補助を行い、的確かつ迅速な解決が図られる体制を整備し、介護保険制度の円滑な運営と利用者の権利保護を図る。

2 事業の概要

苦情処理体制整備運営補助事業補助金

- ・事業主体 島根県国民健康保険団体連合会
- ・事業内容 介護保険サービス苦情処理調査、苦情処理委員会開催等

3 平成21年度予算額

9, 215千円

(担当課 高齢者福祉課)

介護保険低所得利用負担対策事業

1 趣 旨

介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点等から、低所得者の利用者負担について特別の措置を講じ、介護保険制度の円滑な導入に資する。

2 事業の概要

(1) 障害者施策におけるホームヘルプサービス利用者の支援措置

障害者施策等によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者で、介護保険によるホームヘルプサービスを利用する場合、利用者負担の助成を行う。

- ・実施主体 市町村（広域連合、一部事務組合を含む）
- ・助成対象者 障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定額負担率が0円となっている者で、65歳到達以前1年間に障害者ホームヘルプサービスを利用していた者等
- ・利用者負担割合 0%（全額免除）
- ・公費負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4

(2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得者で生計が困難である者に対して利用者負担を軽減した場合に、その軽減額の1/2を限度として公費助成を行う。

- ・対象費用
法に基づく①訪問介護、②通所介護、③短期入所生活介護、④夜間対応型訪問看護、⑤認知症対応型通所介護、⑥小規模多機能型居宅介護、⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑧介護福祉施設サービス、⑨介護予防訪問介護、⑩介護予防通所介護、⑪介護予防短期入所生活介護、⑫介護予防認知症対応型通所介護、⑬介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに⑭食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（※補給付対象費用であって基準費用額を上回る場合はその額）
- ・対象者
市町村民税世帯非課税者のうち、以下の要件を全て満たす者（生保受給者、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者は対象外。）
 - ①単身世帯年収150万円以下（世帯員1名増えるごとに50万円加算）
 - ②預貯金等の額が350万円以下（世帯員1名増えるごとに100万円加算）
 - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
 - ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
 - ⑤介護保険料を滞納していないこと
- ・軽減の程度
上記対象経費のうち①～⑬は、利用者負担の28%（老齢福祉年金受給者は53%）※平成21年4月1日～平成23年3月31日の経過措置
上記対象経費のうち⑭は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）
- ・公費助成
助成主体 市町村（広域連合、一部組合を含む）
助成額 法人軽減額の1/2を限度として公費助成
負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4

3 平成21年度予算額

9,797千円

（担当課 高齢者福祉課）

介護保険リハビリテーションサービス推進事業

1 趣 旨

介護保険制度の基本的視点に基づき、在宅復帰・在宅生活支援の観点を重視したリハビリテーションの提供や多職種協働によるサービス提供の実施・定着をめざす。

2 事業の概要

- (1) 介護保険のリハビリテーションサービス推進のための検討
 - (2) 介護予防・リハビリテーション従事者を対象とした研修会等の開催
- ・事業主体：島根県

3 平成21年度予算額

1, 815千円

(担当課 高齢者福祉課)

島根県介護研修センター事業

1 趣 旨

介護に携わる職員等を対象に、指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修をはじめ、認知症高齢者介護に関する専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施することで介護サービスの質の向上を図る。

また、高齢者の自立した生活を支援するため、介護機器（福祉用具）の普及啓発や適切な利用に向けた取り組みを行う。

2 事業の概要

- (1) 事業実施主体 島根県（島根県社会福祉事業団に事業委託）
- (2) 事業内容

平成21年度島根県介護研修センター事業内容

事 業	対 象 者
認知症介護実践研修(実践者・実践リーダー研修)	介護保険事業所の介護職員等
認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症対応型サービス事業の管理者
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型サービス事業所の計画作成担当者
認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業の代表者
身体拘束廃止・虐待防止のための研修	介護保険事業所の介護職員等
認知症高齢者介護職員研修	介護保険事業所の介護職員等
常設機器展示・相談窓口	一般県民

3 平成21年度予算額

67, 872 千円

(担当課 高齢者福祉課)

介護サービス情報の公表制度

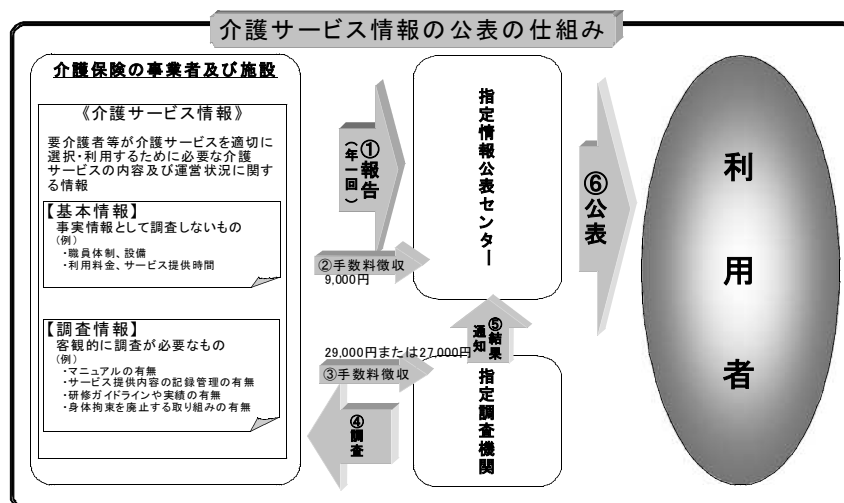
1 制度の概要

- 介護保険制度の基本理念である「利用者による選択（自己決定）」を実現するため、全ての事業所の比較検討が可能となるよう標準化された項目についての客観的情報を提供
- 対象事業者：前年の介護報酬支払実績が100万円以上ある事業者
 - ※平成21年度から、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護と各予防係サービスが追加施行。
- 毎年度知事に基本情報項目（義務）及び調査情報項目（一部任意）を報告
- 知事（指定調査機関）は調査の必要な項目について調査（義務）を実施し、知事（指定情報公表センター）は情報をインターネット等により公表
- 調査及び公表に係る事務に要する費用は、対象事業者から徴収する手数料収入で賄う。
- なお、同種の事業所等の評価等に関する既存の仕組みとしては以下のものがあるが、「介護サービス情報の公表」制度は評価を行わず、利用者に比較・検討のための客観的情報を提供するという点で他の制度とは趣旨、目的が異なる。

仕組み	趣旨	受益者	義務・任意
福祉サービス第三者評価 グループホーム外部評価	事業者におけるサービスの質、運営内容、経営内容等の良否を専門的に判断・評価し改善指導等を実施	事業者 (サービスの質、運営内容、経営内容等の課題を改善)	任意 (GH外部評価は義務)
指導監査	介護保険サービスを提供する事業者として最低限の遵守状況を点検	利用者 (最低水準の確保されたサービスを受容)	義務
介護サービス情報の公表	事業者において現に行われている事実を調査し、調査結果をそのまま開示(※評価は行わない)	利用者 (自らのニーズに応じて良質なサービスを選択)	義務

2 実施体制

- 指定情報公表センター…
島根県社会福祉協議会
- 指定調査機関…
NPO法人介護ネットほか
6団体



3 平成21年度予算額

介護サービス情報の公表制度の普及啓発に係る経費等
7,427千円

(担当課 高齢者福祉課)

ケアマネジャー総合支援事業

1 趣 旨

介護支援専門員に対する研修を行うことによりケアプランの質の向上を図るとともに介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行えるよう総合的に支援する。

2 事業の概要

(1) 介護支援専門員の養成

介護支援専門員の試験及び実務研修の実施。

(2) 介護支援専門員の資質向上

以下の研修を実施し、介護支援専門員の質向上を図るとともに介護支援専門員資格更新のための更新研修を実施

①実務従事者基礎研修

②専門研修課程Ⅰ) (兼実務従事者向け更新研修)

③専門研修課程Ⅱ)

④実務未従事者向け更新研修 (実務研修と兼ねて実施する)

⑤再研修 (実務未従事者向け更新研修と兼ねて実施)

(3) 主任介護支援専門員の養成

介護支援専門員のキャリアアップの一環として位置づけられた主任介護支援専門員の養成研修を実施。

3 平成21年度予算額

28,861千円

(担当課 高齢者福祉課)

療養病床再編推進事業

1 趣 旨

医療費適正化の方針に基づき、療養病床を患者の医療の必要性の観点から再編成し、患者の状態に即した適切な医療・介護サービスを提供することなどを目的とする療養病床の再編成が円滑に進むよう、必要な支援を行う。

2 事業の概要

(1) 相談窓口の設置

介護保険施設等への転換意向がある医療機関の円滑な転換を図るため、及び入院患者とその家族の不安等を解消するために必要な情報提供や相談対応を実施

(2) 療養病床再編セーフティネットワークの構築

療養病床の転換・廃止に伴い、行き場のない患者がでないよう、圏域、全県毎に設置した「療養病床再編セーフティネットワーク会議」を活用し、困難事例に対応

(3) 病床転換助成

医療療養病床を介護老人保健施設や居住系サービス等に転換する場合に、医療保険財源を活用した整備費の助成を実施。

○助成額：「基準単価×整備床数」と「実支出額」を比較して少ない方の額

○基準単価：創設・改修 1,000千円/床 改築 1,200千円 改修 500千円

※介護療養病床の転換助成は、「地域介護・福祉空間整備等交付金」(市町村交付金)で対応

3 平成21年度予算額

47,000千円 (病床転換助成)

(担当課 高齢者福祉課)

障害者地域生活支援事業

①市町村障害者地域生活支援事業

1 趣 旨

障害者に最も身近な市町村が主体的に地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟で細やかなサービスを提供することにより、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活が営めるようにします。

2 事業の概要

(1) 子ども発達支援事業費補助金

早期療育は、障害者児の障害の軽減・社会適応能力の向上を図るうえで重要な取組であり、どの地域でも平等に療育が受けられるよう、市町村が、就学前の児童・家族を対象に地域の中で行う療育活動や、就学児童を対象に土日・祝日等に行う社会活動・ボランティア等との交流事業を支援します。また、障害児等の家族への支援として市町村が行う、障害児等の保護者相談や情報交換の場の提供などの事業を支援します。

・実施主体：市町村、補助率：県1/2、市町村1/2

(2) 市町村地域生活支援事業

障害者や障害児の保護者等からの相談に対応し必要な情報を提供、手話通訳者の派遣、日中活動の場を提供するなどの必須事業のほか市町村が必要と判断した事業を支援します。

①実施主体：市町村、補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4

②事業内容

市町村事業名		
必須事業		
相談支援事業	市町村相談支援機能強化事業	専門的職員配置
	住宅入居等支援事業	入居支援
		24時間支援
成年後見制度利用支援事業	サポート体制調整	
コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置 手話通訳者等派遣
日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業	
移動支援事業	移動支援事業	個別支援型
		グループ支援型
		車両移送型
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター機能強化事業	
その他の事業		
その他の事業	福祉ホーム事業	
	盲人ホーム事業	
	訪問入浴サービス事業	
	身体障害者自立支援事業	
	重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）	
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	更生訓練費給付事業
		施設入所者就職支度金給付事業
	知的障害者職親委託制度	
	生活支援事業	生活訓練等事業
		本人活動支援事業
		ボランティア活動支援事業
		福祉機器リサイクル事業 その他生活支援事業
	日中一時支援事業	
	生活サポート事業	
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
		芸術・文化講座開催等事業
		点字・声の広報等発行事業
奉仕員養成研修事業		
自動車運転免許取得・改造助成事業		
その他社会参加促進事業		

3 平成21年度予算額

子ども発達支援事業費補助金： 12,529千円

市町村地域生活支援事業： 127,941千円

(担当課 障害者福祉課)

障害者自立支援医療等給付事業

①福祉医療費助成事業

1 趣 旨

福祉医療費助成対象者（重度心身障害児・者及びひとり親家庭）に対して医療費の自己負担分を助成することにより、これらの対象者の健康維持と生活の安定を図り、福祉の増進を進めます。

2 事業の概要

- (1) 実施主体：市町村
- (2) 福祉医療費助成対象者

対 象 者		所 得 制 限	対象者数(H21.4.1現在)	
			後期高齢者 医療対象者以外	後期高齢者 医療対象者
重度知的障害者	療育手帳A (IQ35以下)	20歳以上の者については特別障害者 手当の所得制限を 準用	1,878人	277人
重度身体障害者	身障手帳1,2級		5,560人	9,701人
寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し、他人の 介護が必要な者		4人	11人
重複重度障害者	身障手帳3,4級+IQ50以下		44人	19人
障害者計			7,486人	10,008人
ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高 校3学年終了までの児童等 を養育する配偶者のない者 及び当該児童	所得税非課税世帯	8,835人	0人
対 象 者 合 計			16,321人	10,008人
			26,329人	

(3) 助成の方法[平成17年10月1日改正]

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けた場合、当該療養又は医療の給付に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額は除く。）から医療費の1割を控除した額を助成します。

また、医療費の1割が下記表の額を超えた場合は、下記表の額が限度額となります。

自己負担限度額	入 院	入 院 外
一 般	40,200円	12,000円
市町村民税世帯非課税者	7,500円	4,000円
20歳未満の障害児（者）	2,000円	1,000円

(4) 費用負担割合：県1/2、市町村1/2

3 平成21年度予算額

701,704千円

(担当課 障害者福祉課)

障害者在宅サービス事業

①在宅心身障害児援護事業

1 趣 旨

障害児（者）施設の有する機能を活用し、身近な地域で必要なサービスを受けられる体制の充実を行うことで在宅の重症心身障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援します。

2 事業の概要

(1) 重症心身障害児（者）通園事業

在宅の重症心身障害児（者）に対して、通園の方法により日常生活動作や運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術の習得を進めます。

また、巡回方式や送迎方式を実施することで重症心身障害児（者）施設未設置圏域への要望にも対応します。

①実施主体：県（社会福祉法人に委託）

②設置圏域：東部、西部2地区の4施設で実施

委託先法人	実施施設	所在地	開始期間
社会福祉法人島根整肢学園	松江療育園	松江市	H10.10～
	松江整肢学園	松江市	H20.1～
	安養学園	江津市	H10.10～
	島根整肢学園	江津市	H15.12

巡回方式	実施施設	圏域	巡回回数
松江整肢学園		出雲圏域	3日/週
		雲南圏域	1日/週
		安来圏域	1日/週
島根整肢学園		益田圏域	2日/週

(2) 在宅重症心身障害児者特別支援事業

事業者（医療機関である事業者を除く）が看護職員の加配、医療機関との連携等必要な医療的体制を整えショートステイ、児童デイサービス等により重症心身障害児（者）を受け入れる場合、障害者自立支援法の個別給付等への上乗せ助成（県10/10）を行い、重症心身障害児（者）の在宅支援の強化を図ります。

①ショートステイ実施事業

②デイサービス等実施事業

(3) 在宅心身障害児関係補助金

心身障害児療育キャンプを通じて心身障害児の社会適応能力を習得を進めると共に、当該児童の保護者に対しても相談や研修を行うことで家庭における療育技術の習得を進めます。

①事業実施主体 島根県心身障害児（者）親の会連合会

②補助率 県10/10

3 平成21年度予算額

96,401千円

(担当課 障害者福祉課)

障害者施設等運営事業

①障害者就労支援事業所工賃向上事業

1 趣 旨

今後5年間で現在の工賃を倍増させることを目標として、就労継続支援事業者の工賃向上計画策定、新商品開発・販路拡大、人材育成等を支援し、福祉施設で働く障害者の工賃水準の向上を進めます。

2 事業の概要

(1) 工賃倍増計画策定委員会

工賃倍増計画の見直し、モデル事業所の選定検討、取組状況の評価を実施します。

・開催回数：3回/年

(2) 工賃向上モデル事業

工賃向上モデル事業所を2事業所選定し、作業種目の転換・販路拡大、経営改善に係るアドバイスをを行う工賃向上アドバイザーを派遣します。

対象事業所数：2事業所（平成20年度選定6カ所、平成21年度選定2カ所）

事業実施期間：1年間

(3) 就労機器購入費補助金

工賃向上に取り組む事業所に対し、設備投資の費用を補助します。

補助事業所数：30事業所

補助基準額：1事業所あたり5百万円

補助率：県1/2

(4) 工賃向上支援事業

工賃向上に取り組む事業所に対し、新商品開発・人材育成等に必要となる費用を補助します。

補助率：県10/10

(5) 官公需促進検討経費

官公需と福祉事業所の商品・サービスのマッチングの為に必要な事柄を検証する。

実施主体：委託

(6) ハートフル企業（仮称）認定事業

障害者雇用、障害者施設への物品等の発注に積極的な企業を認定する。

実施主体：県

(7) バックアップ組織検討経費

民間主導の支援組織の実現可能性について検討する。

実施主体：委託

(8) 販路拡大員設置事業

工賃向上に取り組む事業所に対し、販路拡大の為に新たに雇い入れた人員の人件費を補助します。

補助事業所数：40事業所

補助基準額：1事業所あたり1,778千円

補助率：県10/10

3 平成21年度予算額

167,302千円

(担当課 障害者福祉課)

障害者施設等整備事業

① ケアホーム・グループホーム整備事業

1 趣 旨

障害者の地域生活移行を進める上で必要となる住まいの場合ケアホーム・グループホームを緊急に整備し、障害者の地域生活における自立支援のための基盤整備を進めます。

また、平成20年度からは新たに国庫補助制度が創設され、平成21年度からは補助基準額が増額となりました。

2 事業の概要

(1) 国庫補助事業

補助金名	整備区分	基準額	補助率
社会福祉施設等施設整備費	新築	25,000千円	国1/2、県1/4
	改修（自己所有物件）	6,000千円	
障害者就労訓練設備等整備事業費	改修（賃貸物件）	6,000千円	国1/2、県1/4

(2) 県単補助事業

補助金名	整備区分	基準額	補助率
障害者ケアホーム・グループホーム整備費	新築	25,000千円	県1/2
	改修	6,000千円	

3 平成21年度予算額

113,250千円

(担当課 障害者福祉課)

障害者相談事業

①障害者就労移行推進事業

1 趣 旨

地域において生活している障害者に対し、就労及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の地域生活の安定や職業生活における自立を進めます。

2 事業の概要

(1) 障害者就業・生活支援センター事業

障害者雇用を進める上では、身近な地域で就業・生活面の一体的で総合的な支援を行う必要があります。障害者の就業やそれに伴う生活上の支援を行う障害者就業・生活支援センターを設置（未実施圏域においては障害者就労支援センター事業を設置）し、職業生活における自立を進めます。

□実施主体：県（社会福祉法人に委託）

□実施箇所数：障害者就業・生活支援センター：

県内6圏域（松江・出雲・浜田・雲南・大田・益田）

：障害者就労支援センター：県内1圏域（隠岐）

□事業形態：就労及びこれに伴う生活支援等を担当する専任職員1人を配置

□対象者：就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者

(2) 障害者ステップアップ就労支援事業

障害者の雇用促進に向け、県が一定期間（1年程度）働く場所を提供し、企業への就労に向けたステップアップの場とします。また、支援員を配置し本人支援や関係機関との調整を行います。

□雇用場所：本庁及び地方機関（10名）

(3) 障害者雇用促進支援員事業（県単緊急雇用創出事業）

障害者の就労者数の増加や生活支援業務の多様化に伴う支援センターのマンパワー不足を補うため、支援センターに職員を配置します。

□業務内容：企業開拓 等

□雇用期間：1年間を単位として最大3年間

(4) 障害者チャレンジ事業

障害者雇用を前提としない数週間の実習を行うことで、「企業」、「障害者」の双方にとっての、「知るきっかけ」、「雇うきっかけ」、「働くきっかけ」づくりを支援します。

□実施企業及び実習生（障害者）への奨励金（1日2,000円）の支給

(5) 障害者就労の啓発促進

移行支援事業者対象養成研修や啓発シンポジウム、啓発フリーペーパーの発行等、就労に向けた意識啓発とノウハウ強化のための研修会・セミナーを実施します。

(6) ネットワーク構築事業

各圏域の就労支援関係機関が連携し、地域の実情に応じてネットワークの構築強化に資する取り組みを実施します。

□各支援センター：100万円以内の委託

3 平成21年度予算額

88,343千円

(担当課 障害者福祉課)

②発達障害者支援体制整備事業

1 趣 旨

早期支援体制を充実させるために専門的知識を有する人材を育成するとともに、発達障害者支援センター、関係機関が連携を進めることで、発達障害者及びその家族のライフステージに応じた支援を行います。

2 事業の概要

(1) 実施方法等

- ・東部発達障害者支援センターウィッシュ、西部発達障害者支援センターウィンド
- ・社会福祉法人に委託

(2) 事業内容

- ・発達障害者等に対する専門的な相談・助言、発達支援、就労支援を行います
- ・発達障害者等への支援を行う関係機関に対する助言・指導を行います
- ・研修、啓発、市町村への支援等を行います

(3) その他の支援事業

- ・国が実施する発達障害の早期発見、小児・精神医療に関する専門的な研修会へ医師を派遣し資質の向上を図ると共に、受講医師による県内研修会を開催し、その成果を県内に普及します。

3 平成21年度予算額

50,981千円

(担当課 障害者福祉課)

③高次脳機能障害者支援事業

1 趣 旨

高次脳機能障害者への支援拠点を設置し、地域で生活する高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築、高次脳機能障害に関する研修等を行い、高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備します。

2 事業の概要

(1) 障害者自立支援協議会高次脳機能障害者支援部会

医療、福祉等の専門家による評価検証機関を設置し専門課題の検討、個々ニーズ支援の評価、事業の実施、対応状況の分析評価等を行います。

(2) 県支援拠点事業

島根県立心と体の相談センターを県の支援拠点として、各圏域相談支援拠点への支援や全県の支援体制の構築を図ると共に研修会の開催等を行います。

(3) 圏域相談支援拠点事業

地域支援の拠点となる施設を圏域相談支援拠点とし、社会福祉法人又は医療法人に委託実施し、各種相談支援、地域支援ネットワーク会議の開催及び家族教室の開催などの支援を行います。

3 平成21年度予算額

12,164千円

(担当課 障害者福祉課)

④精神障害者地域生活移行支援事業

1 趣 旨

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づいて、平成17年度まで出雲圏域で実施した事業をモデルに平成19年度から全圏域で「受入条件が整えば退院可能とされた入院中の精神障害者」の地域生活への移行を円滑に進めるための体制を整備します。

2 事業の概要

地域の実態に即した地域移行支援の方策を検討するため、圏域ごとに幅広い関係者のネットワークを構築し、関係機関・団体等と連携強化を行い入院中の精神障害者が退院し地域で自立した生活を営むために必要な体制整備を進める。

(1) 精神障害者地域生活移行検討会

精神障害者地域生活移行支援事業の進行管理として、圏域ごとの活動の報告や評価に関する検討を行います。

①開催回数：1～2回/年

②事務局：障害者福祉課

(2) 精神障害者地域生活移行支援圏域会議

各圏域における実態の把握、課題の抽出を行い、地域の実情に応じた事業の推進方法の検討、事業の進行管理を行います。

①対象圏域：7圏域

②開催回数：各圏域2～3回

③事務局：保健所

(3) 自立支援ボランティアの養成講座

各圏域において、精神障害者に対する偏見を解消し、地域で支援するための自立支援ボランティア（退院訓練時の同行など対象者の心の支えとなるボランティア）の育成を行います。

(4) 地域体制整備コーディネーターの配置

精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整の能力を有する者を地域体制整備コーディネーターとして相談支援事業所等に1名配置し、精神障害者退院支援事業のさらなる推進を図ります。

(5) 精神障害者退院支援事業

「受入条件が整えば退院可能とされた入院中の精神障害者」に対する円滑な地域移行を進めるために地域移行推進員が地域の自立支援ボランティアや地域における各種サービス（授産活動、グループホーム等）を活用し、地域生活移行に向けての連絡調整、関係機関や対象者に対する退院への啓発や個別支援計画の策定などを行います。

また、退院への支援を円滑に行うための個別支援会議の開催、地域生活移行支援圏域会議や地域自立支援協議会などへの提言を行います。

①委託先：7圏域11か所（精神障害者社会復帰施設を運営した実績がある相談支援事業所等）

3 平成21年度予算額

30,306千円

(担当課 障害者福祉課)

動物管理等対策事業

1 趣 旨

動物愛護思想の一層の普及啓発を行い、適正飼養の定着を図るとともに、動物による環境侵害等の発生を防止します。

2 事業の概要

(1) 動物愛護推進事業

動物の遺棄防止、終生飼養や繁殖制限等の飼主遵守事項、動物の譲渡事業等について、TV、新聞、チラシ、ホームページなどを用い、周知を図る。

(2) 動物管理事務

犬・ねこの引き取り・収容を行い、返還及び譲渡されない動物の処分を行う。

(3) 動物管理指導事務

動物取扱施設等の監視・指導を実施するとともに、不適正飼養に基づく環境侵害に対しては、市町村と協力し改善措置を図る。

3 平成21年度予算額

27,541千円

(担当課 薬事衛生課)

生活保護費の給付事業

1 趣 旨

生活保護の適正実施と生活保護業務の実施水準の確保のため、各福祉事務所（21市町村）に対する指導監査を計画的・重点的に実施するとともに、町村福祉事務所の生活保護業務が円滑かつ適正に実施されるよう、町村福祉事務所の基盤づくりへの支援を行います。

2 事業の概要

(1) 指導監査の実施

県の定める実施要綱に基づき、次のとおり指導監査を実施

・ヒアリング（21福祉事務所）

・一般監査

（特別指導監査及び厚生労働省監査の実施事務所を除く19福祉事務所）

・特別指導監査（1福祉事務所）

・巡回指導（新設福祉事務所等） 等

(2) 町村福祉事務所への支援

・生活保護業務を担当する県職員の派遣（川本町、美郷町、津和野町、吉賀町）

・生活保護支援スタッフ（本庁）及び石見スタッフによる実地指導（随時）

・町村福祉事務所職員を対象とする研修の実施 等

3 平成21年度予算額

3, 386千円

（担当課 地域福祉課）

がん診療体制の強化

1 趣 旨

県内のがんによる死亡は全死因の3割を占める状況にあり、高齢化の進展とともに、今後がん罹患者は増加していくことが予想される。

この状況を踏まえ、「島根県がん対策推進計画」において、予防・治療・患者支援を三本柱とした総合的ながん対策を実施する。

2 事業の概要

(1) 予防：患者が増加している乳がん・子宮がんをはじめ、働き盛りの人の検診受診率向上の取り組みを進める。

また、効果的な検診の実施に向けて精度管理の取組を進める。

(2) 治療：がん診療連携拠点病院の機能強化や拠点病院間の連携を図るほか、がん医療従事者の育成について支援を行う。

・がん拠点病院機能強化事業

・がん医療従事者研修支援事業

・がん診療ネットワーク事業

・医療スタッフの県内研修プログラム検討事業

(3) 患者支援：がん患者団体間の交流・情報交換を行うために意見交換会を開催するほか、患者や医療提供者等ががん克服のために相互理解を深めるためのがん患者塾を開催する。

また、がんの情報提供体制の整備を目的に、がん普及啓発応援事業及びがん関連図書等整備事業を実施する。

・がん患者団体ネットワーク支援事業

・がん患者塾実施事業

・がんに関する普及啓発等応援事業

・がん相談支援、情報提供強化事業

・がん関連図書整備事業

3 平成21年度予算額

94, 654千円

（担当課 医療対策課）

2, 894千円（*再掲）

（担当課 健康推進課）

緩和ケアの推進

1 趣 旨

がんが診断された早期から、患者や家族に対して緩和ケアを提供することは、療養生活を支えていく上で重要であることから、入院から在宅まで切れ目ない緩和ケア提供供給体制の確立を目指す。

島根県がん対策推進計画では、緩和ケア提供体制の確立を重点施策に位置づけ、総合的な緩和ケアの取り組みを実施する。

2 事業の概要

(1) 緩和ケア総合推進事業

島根県の緩和ケアを総合的に推進するための施策を検討する「島根県緩和ケア総合推進委員会」の開催や、緩和ケアの普及啓発を目的に講演会やシンポジウムを開催する。

(2) 緩和ケアにかかる医師等研修事業

緩和ケアに関する医療従事者の資質向上を図るため、医師等を対象とした緩和ケア研修プログラムを検討し、がん診療連携拠点病院を中心として各地域における緩和ケアの充実を図る。

(3) 在宅療養への移行促進モデル事業

入院から在宅に至る切れ目のない医療提供の確立を目指して、がんの入院患者が退院を前提として試験外泊を行う際に、訪問看護ステーション看護師等が訪問を行い、在宅療養に移行するための調査を行い、療養環境の整備に活用することを目的とする事業を実施する。

3 平成21年度予算額

9,644千円

(担当課 医療対策課)

精神医療提供事業

①精神科救急医療体制整備事業

1 趣 旨

精神科救急情報センター（24時間医療相談事業）を設置することにより、当事者・家族、警察・消防関係者等からの精神科医療相談に24時間対応可能となり、症例に応じた適切な受療行動につなげ、精神障害者の疾患の重篤化を軽減します。

2 事業の概要

(1) 精神科救急情報センター運営事業

精神科救急情報センターを各保健所及び県立こころの医療センターに設置し精神医療相談等に24時間対応するための体制を整備します。

- ・精神保健指定医、応急入院指定病院等への連絡調整
- ・精神障害者、保護者、警察・消防関係者からの相談対応
- ・精神医療相談窓口の設置

(2) 精神科救急医療施設事業

精神科病院において空床を確保し、精神科救急患者の医療対応や入院を必要とする場合に入院できる体制を整備します。

3 平成21年度予算額

79,428千円

(担当課 障害者福祉課)

地域医療を支える医師確保養成対策事業

1 趣 旨

中山間地域や離島を中心として、医師不足による医療の確保が深刻な問題になっていることから、「島根で働く医師を呼ぶ」、「島根で働く医師を育てる」、「島根で働く医師を助ける」の3つの柱で医師確保対策を推進する。

2 事業の概要

(1) 島根で働く医師を呼ぶ

①地域勤務医師確保枠

地域医療に将来携わる医師、専門研修を希望する医師を確保し、県立病院で研修後、地域の医療機関で勤務する。

②赤ひげバンク

県外の医師とのネットワークをつくり、地域医療を志す医師を呼ぶ。

③医師面談

各種広報媒体を活用した情報収集により、島根で働く現役の医師を確保する。

(2) 島根で働く医師を育てる

①各種奨学金制度の活用

将来、県内の地域医療に携わる意志のある医学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。

- ・医学生地域医療奨学金（H14～）
- ・しまね医学生特別奨学金（H18～）
- ・緊急医師確保対策奨学金（H21～）

②研修医等定着特別対策

- ・島根大学と連携し、医学生、研修医、研修病院に対し、各種講習会を開催し、医学生、研修医の県内定着を推進する。
- ・県内の高校生を対象に、「高校生医療現場体験セミナー」「夢実現進学チャレンジセミナー」を開催し、医師を目指す学生を増やす。

(3) 島根で働く医師を助ける

①地域医療支援ブロック制

診療所と病院の医師が交代で勤務し、1人の医師に掛かる負担の軽減を図る。

②代診医の派遣

診療所で働く医師が学会や研修会に参加できるよう、代診医を派遣する。

③女性医師就業支援

女性医師の割合が増加している中、休職中の医師への復帰研修等を実施し、女性医師の定着を推進する。

④しまね地域医療の会

地域医療に従事する医師が相互に意見交換する場として年2回開催。

⑤救急医療体制支援

- ・救急業務に従事する医師に救急業務手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。
- ・医療機関、住民、行政等による各地域での役割分担の検討や、住民啓発等の推進。

⑥周産期医療体制構築

- ・分娩業務従事手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。
- ・離島・中山間地に所在する分娩数の少ない医療機関に対し、産科の運営費を助成。
- ・若手産科医師に研修手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。
- ・助産師が医師と協働し妊婦健診や正常産の分娩を自ら行うことができるための研修を実施。
- ・若手医師の医療技術のスキルアップと県内医師のネットワーク強化を図るため、ベテラン医師と若手医師の合同研修会を開催。

⑦へき地診療所等医師確保支援

- ・へき地診療所医師に対する交通費補助。

4 平成21年度予算額

420,955千円

5,697千円

(担当課 医療対策課)
(担当課 健康推進課)

看護師等確保対策事業

1 趣 旨

就業看護師員数は増加傾向にあるにも関わらず、平成18年の7対1入院基本料の新設に伴い、全国的に看護職員の需給バランスが崩れ、離島・中山間地域や中小病院を中心に看護職員の確保が困難な状況が発生している。看護職員の確保・定着に向け、関係機関との連携強化による効果的な事業展開を図るとともに、事業者の離職防止、再就業促進に対する取り組みを支援する。

また、県内の看護職員の資質向上を図るため、各種研修事業の充実に取り組む。

2 事業の概要

(1) 県内看護師等養成所への入学の促進

- ① 県立高等看護学院の運営
- ② 看護師等養成所への運営費補助
- ③ 高校生を対象とした進学ガイダンスの実施
- ④ 「看護のこころ」普及事業の開催
- ⑤ 高校生を対象とした1日看護体験事業の実施

(2) 県内就業の促進

- ① 看護学生修学資金貸与（40名）
- ② 情報提供事業（ホームページ、看護職情報ネット）の実施
- ③ 看護学生就職ガイダンスの開催

(3) 離職の防止

- ① 病院内保育所への運営費補助
- ② 看護職員リフレッシュ研修会の実施
- ③ 看護職員メンタルヘルス事業の実施

(4) 再就業の促進

- ① ナースバンクの運営
- ② 就業支援講習会の開催

(5) 資質の向上

- ① 各種研修の実施

3 平成21年度予算額

417,900千円

(担当課 医療対策課)

(※看護師等確保対策事業 103,927千円 ※県立高等看護学院運営事業 313,973千円)

医療機能の確保

1 趣 旨

県民すべてがいつでもどこでも安心して医療を受けられるよう、必要かつ良質な医療機能・施設の確保充実を図るため、医療機関等における施設・設備等の整備に対し支援を行う。

2 事業の概要

- (1) 隠岐病院整備事業 12,192千円
老朽化・狭隘化した隠岐病院の現地での新築建替整備費を隠岐広域連合規約に基づき負担

[隠岐病院整備計画概要]

- ①開院 平成24年度を目途
- ②病床数 115床
- ③総事業費 約50億円

[県の負担割合]

建設改良費にかかる借入金の元利償還金から交付税措置相当額を控除した額の2分の1（平成54年度までで、元利合わせて約17億円）

- (2) 松江赤十字病院建替整備補助事業 2,104,176千円
新病院建設（平成18年～24年）を行っている松江赤十字病院に対して、厚生労働省ほか国土交通省の補助事業も活用した補助を実施

[松江赤十字病院整備計画概要]

- ①開院 平成23年度（平成21年度部分開業）
- ②病床数 645床
- ③総事業費 約173億円

- (3) 浜田医療センター整備関連支援事業 1,936,000千円
浜田医療センターの新築移転にあわせ、成人病予防センターなどの地域に必要な機能を合築整備するため、地元整備主体である島根県環境保健公社の負担金（建物建設費等の3分の1）を支援。併せて閉鎖する現在の公社成人病予防センターの清算にかかる資金不足相当額を支援。

[浜田医療センター整備計画概要]

- ①開院 平成21年11月
- ②病床数 365床
- ③総事業費 約65億円
- ④運営 国立病院機構が一括運営

3 平成21年度予算額

4,052,368千円

(担当課 医療対策課)

みんなで子育て応援事業（こっころ事業）

1 趣 旨

島根の子育て支援事業を「こっころ」の統一イメージで展開し、島根県の次代を担う子どもたちの健やかな成長を、行政、企業、団体等が一体となり県全体で応援していく「子育ての社会化」に向けた気運醸成を図る。

2 事業の概要

(1) しまね子育て応援パスポート事業（こっころパスポート事業）

こっころパスポートのより一層の周知と利用促進、協賛店舗の拡大を図り、「子育ての社会化」に向けた気運醸成を進めるとともに、事業の魅力向上を図る。

また、こっころパスポートのネットワークやイメージを活用した関連事業を実施する。

(2) みんなで子育て応援助成事業（こっころ助成事業）

こっころパスポートを活用した子育て支援など政策誘導型のテーマを設けて、民間事業者が自ら企画し、実施する事業を助成する。

(3) みんなで子育て応援大賞事業（こっころ大賞事業）

子育て支援を促進するため、こっころ協賛店、こっころカンパニー、子育て支援団体、ことのはの4部門を設け、知事表彰を行う。

(4) みんなで子育て応援隊育成事業（こっころ隊育成事業）

子育てサロンの活動の充実や新規設置の促進を図るとともに、子育て支援に取り組む地域や子育て支援グループの担い手の育成を図り、民間活動の活性化により「みんなで子育てを応援する地域」づくりを進める。

3 平成21年度予算額

35,688千円

(担当課 青少年家庭課)

仕事と家庭の両立支援事業

1 趣 旨

少子化の要因として「未婚化・晩婚化」「夫婦間の出生力の低下」が挙げられるが、そのいずれにも「仕事と家庭の両立の困難性」が影響しており、企業における仕事優先の職場風土を改善し、子育てしながら働き続けられる職場づくりを進める。

2 事業の概要

しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度

従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」に認定し、広くPRするとともに融資制度や入札制度で優遇する。また、優れた取り組みを行う企業を表彰する。

3 平成21年度予算額

1,703千円

(担当課 青少年家庭課)

縁結び応援事業

1 趣 旨

少子化の大きな要因である未婚化について、一生結婚するつもりがない独身者は少なく、独身でいる理由として約4割が「適当な相手にめぐり合わない」を挙げていることから、独身男女の出会いの場を民間と行政が協働して創出し、結婚を望む独身者を社会全体で応援していく。

2 事業の概要

(1) しまねの出会い創出事業

結婚を望む独身男女の出会いの場を設ける民間団体（非営利）・市町村に対して事業費を補助する。

(2) しまね縁結び応援団

出会いの場を提供する民間企業（ホテル・レストランなど）等を募り、「しまね縁結び応援団」として登録し、そこで実施されるイベント情報を独身男女に随時メールマガジンで配信する。

(3) 島根はっぴいこーでいねーたー事業

独身男女の縁結びをするボランティアを「島根はっぴいこーでいねーたー（愛称：はぴこ）」として登録し、はぴこ同士の情報交換やはぴこが開催する出会いイベントを支援する。

(4) しまね縁結びメールマガジン「恋みくじ」

「しまねの出会い創出事業」補助団体や「しまね縁結び応援団」の実施するイベント情報を「恋みくじ」登録者に、タイムリーにメールマガジンで配信する。

3 平成21年度予算額

4,548千円

(担当課 青少年家庭課)

乳幼児等の育児支援事業

①特別保育推進事業

1 趣 旨

保育需要の多様化に対応するため、一時預かり、休日保育等の特別保育事業を一層推進することにより、児童の福祉の向上を図る。

2 事業の概要

主な事業	事業内容	実施主体	補助率
一時預かり事業	保護者の育児疲れ解消・急病等に伴う保育需要に対応するため、一時預かりを実施する保育所に対する補助	市町村	国 1/3 県 1/3
特定保育事業	パートタイム労働者増大など保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、1か月当たり概ね64時間以上の日時について必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを実施する保育所に対する補助		
休日保育事業	日曜日、国民の祝日等を含め年間を通じて開所する保育所に対する補助		
病児・病後児保育事業	病気中の子どもや病気から回復期にある子どもの一時預かり等を行う病院、保育所等に対する補助		

※延長保育促進事業、家庭支援推進保育事業等については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金により、各市町村において実施

3 平成21年度予算額

229,351千円

(担当課 青少年家庭課)

②地域子育て支援拠点事業

1 趣 旨

子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図る。

2 事業の概要

地域子育て支援拠点事業を実施する市町村に対する補助。

(主な活動内容)

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助活動の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

補助率 国 1 / 3、県 1 / 3

3 平成 2 1 年度予算額

1 4 3, 7 6 8 千円

(担当課 青少年家庭課)

③しまね子育て総合支援推進事業

1 趣 旨

地域の実情に応じた市町村の子育て支援施策が、柔軟に、かつ効果的に実施できるよう、その事業の実施に要する経費に対し、交付金を交付することにより、「しまねっ子すくすくプラン」の着実な推進を図る。

2 事業の概要

(1) 評価対象事業

県が定める評価対象事業等の実施に応じて交付金額を算定し交付する。

主な評価対象事業	事業内容	実施主体	補助率
障害児等保育対策事業	障害児等の受け入れに積極的に取り組む保育所に保育士を配置し、障害児等の保育の促進を図る事業	市町村	1 / 2 以内
放課後児童健全育成事業	小規模な放課後児童健全育成事業に対する助成		
民間保育所運営対策事業	定員 2 0 人以下の小規模な民間保育所に対し、運営費の一部を助成		
県単地域子育て支援センター事業	国庫補助事業の対象となっていない地域子育て支援センター事業に対する助成		

(2) 特別事業

主な特別事業	事業内容	実施主体	補助率
病児・病後児保育環境整備事業 (H21, 22の2カ年限り)	病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型) を実施するために必要な備品の購入に対する助成	市町村	1 / 2 以内
放課後児童クラブ環境整備事業 (H21, 22の2カ年限り)	放課後児童健全育成事業を実施するために必要な分割・改修・備品購入に対する助成		

3 平成 2 1 年度予算額

9 9, 0 0 0 千円

(担当課 青少年家庭課)

保育所等整備支援事業（安心こども基金事業）

①保育所緊急整備事業

1 趣 旨

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

2 事業の概要

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村について、追加的財政措置（補助率の嵩上げ）を行う。

(2) 整備対象施設

児童福祉法第35条第4項に規定する保育所

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

(5) 補助率

国（基金）1／2（2／3）

（ ）書きは、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における補助率

(6) 事業期間

平成20年度～平成22年度

3 平成21年度予算額

191,794千円

（担当課 青少年家庭課）

地域児童育成事業

①放課後児童健全育成事業

1 趣 旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

2 事業の概要

- (1) 実施主体：市町村（委託を含む）
- (2) 放課後児童クラブ(登録児童数10人以上)の運営費助成

(単位：千円)

区 分		国 庫 補 助	
負 担 区 分		国1/3 県1/3 市町村1/3	
年間開設日数		250日以上	200日～249日
基 本 単 価	10人～19人	995	—
	20人～35人	1,630	1,651
	36人～70人	2,426	
	71人以上	3,222	
長時間加算			
平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合基本単価に加算)		平日分 202	202
長期休暇等分 (1日8時間を超えて開設する場合)		長期休暇等分 91	
開設日数加算 (原則1日8時間以上開所)		13千円×251日～300日までの250日を超える日数	

☆放課後子ども環境整備事業

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための環境整備

- (1) 放課後児童クラブ設置促進事業
既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入 700万円
- (2) 放課後児童クラブ環境改善事業
既存施設の改修を伴わない設備の整備(備品の購入等) 100万円
- (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業
障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入 100万円

☆放課後児童クラブ支援事業

放課後児童クラブの円滑な事業実施を支援

- (1) ボランティア派遣事業 454千円(1事業実施) 673千円(複数実施)
- (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 750千円
- (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 一人当たり4,200円(上限584千円)
- (4) 障害児受入推進事業 1,421千円

3 平成21年度予算額

254,821千円(国庫補助事業)

(担当課 青少年家庭課)

子育てに関する経済負担対応事業

①第3子以降保育料軽減事業

1 趣 旨

経済的負担感の大きい多子世帯の保育料を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

2 事業の概要

認可保育所、へき地保育所、保育型児童館及び認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準に適合している場合に限る。）に入所している第3子以降の3歳未満の児童に係る保育料を軽減する。

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業内容

①対象児童が認可保育所に入所している場合

区 分	市町村事業内容	補助基準額
第2階層～第4階層に属する世帯	市町村保育料を市町村が定める軽減率（※1）に応じて免除又は補助	国基準額に市町村が定める軽減率（※2）を乗じた額（ただし軽減率上限2/3）
第5階層～第7階層に属する世帯		国基準額に市町村が定める軽減率（※2）を乗じた額（ただし軽減率上限1/2）

※1 市町村は実情により軽減率を設定することができる。

※2 市町村事業内容の軽減率と同率。

②対象児童がへき地保育所又は保育型児童館に入所している場合

対象児童の保育料（11時間以内の基本的な利用に要する費用に相当する額）を市町村が定める軽減率に応じて免除又は補助（ただし軽減率上限1/2）

③対象児童が認可外保育施設に入所している場合

対象児童の保育料（11時間以内の基本的な利用に要する費用に相当する額（国基準額表の第6階層に係る国基準額を上限とする））を市町村が定める軽減率に応じて補助（ただし軽減率の上限1/2）

(3) 補助率：県1/2

3 平成21年度予算額

101,507千円

(担当課 青少年家庭課)

子どもと家庭相談体制整備事業

1 趣 旨

児童相談所に弁護士や医師を配置し専門的機能の充実、市町村との連携の強化や児童委員及び電話相談を実施する団体への支援を行うとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行い、児童虐待を早期発見し適切な対応が行える相談・支援体制の整備を進める。

2 事業の概要

(1) 児童相談所虐待対応機能強化事業	
①虐待対応専門スタッフの配置	法律上の問題に対応するための弁護士、保護者へのカウンセリングを行うための精神科医を配置し、島根大学からは、法医学医等の派遣を受け診断及び所見を得る。
(2) 虐待防止地域連携強化事業	
①虐待防止県民運動の展開	11月の児童虐待防止推進月間に街頭啓発等を実施する。
②子ども専用相談電話支援事業	子どもが助けを求め相談できる電話窓口を開設する団体に対し電話代金の無料化経費を助成する。
(3) 市町村相談体制支援事業	
①市町村職員等専門研修会 (児童福祉司任用資格認定講習会)	国が児童福祉司資格認定のために定めた基準に準拠した研修会を開催し、市町村職員等の資質向上を図る。

3 平成21年度予算額

63,569千円

(担当課 青少年家庭課)

里親委託児童支援事業

①家庭的養護促進事業

1 趣 旨

児童虐待相談等により社会的養護を必要とする児童に対し、家庭的な環境の中で養育する里親の重要性はますます高まっている。

このため、里親制度の普及と理解促進、新規里親の開拓及び里親委託の推進を図り、要保護児童の福祉の増進に資する。

2 事業の概要

(1) 実施主体：島根県（島根県里親会に委託）

(2) 事業内容

養育経験のある里親10名程度を、「社会的養護推進里親」として任命し次の活動を行う。

①訪問援助活動（児童福祉施設との連携強化と里親支援）

・児童福祉施設の家庭支援専門相談員等との情報交換及び里親からの養育相談。

②普及啓発活動（地域の理解促進と新規里親の開拓）

③相互支援活動（里親相互の連携の強化）

・里親交流会を開催し、里親相互の親睦や連携を深め養育の技能と知識の向上を図る。

④委託促進活動（施設入所児童の里親委託の促進）

・里親が児童福祉施設等を訪問し受託予定児童との関係を構築する。

3 平成21年度予算額

1,062千円

(担当課 青少年家庭課)

お産あんしんネットワーク事業

1 趣 旨

増加するハイリスク妊婦・低出生体重児に対応するため高度な周産期医療が求められ、また、産科・小児科医が減少する中、その人材確保とともに周産期医療機関の機能分担と病診連携の強化が必要となっている。

そのため、地域において妊娠、出産から新生児にいたる高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。

2 事業の概要

項 目	主 な 事 業 名	事 業 内 容
周産期医療ネットワークの構築	総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター支援事業	総合周産期母子医療センター（県立中央病院）及び地域周産期母子医療センターの運営費を助成
	島根県周産期医療協議会	島根県の周産期医療体制の推進について検討
	圏域周産期医療体制検討会	圏域ごとの周産期医療体制の推進について検討
	周産期医療従事者研修事業	周産期医療従事者研修・症例検討会（県立中央病院へ委託）

3 平成21年度予算額

9,568千円

(担当課 健康推進課)

妊婦健康診査臨時特例交付金事業

1 趣 旨

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業内容

県は妊婦健診に必要な経費を「妊婦健康審査支援基金」として造成し、市町村へ交付する。

(2) 市町村における実施

妊婦は市町村窓口で妊娠の届出を行い、母子健康手帳と妊婦健診受診票の交付を受け、医療機関等で受診する。

市町村は、14回あるいは14回以上の妊婦健診に係る経費の公費助成を行う。

3 平成21年度予算額

186,115千円

(担当課 健康推進課)

親と子の医療費助成事業

①乳幼児等医療費助成事業

1 趣 旨

乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。

2 事業の概要

(1) 助成内容

下表①～③の乳幼児等の医療費の支払額を、本人負担額が1割になるように助成する。本人負担額が高額にならないよう、1ヶ月・1医療機関あたりの限度額を下表のとおり定める。

(助成対象になるのは健康保険等の対象となる医療費の自己負担分)

対象（県内に住所を有する者に限る）	入院	通院
3歳未満児（所得制限なし）	2,000円	1,000円
3歳以上小学校就学前幼児（所得制限あり）	15,000円	8,000円
就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等 11疾患群にかかる入院（所得制限あり）	15,000円	助成対象外

※所得制限は、児童手当特例給付に準ずる。

[慢性呼吸器疾患等11疾患群]

慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、膠原病、神経・筋疾患、悪性新生物、内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、慢性消化器疾患の疾患群のうち市町村長が認定した疾患

(2) 助成方法

表①②の場合は、原則現物給付。ただし、県外の医療機関で受診した場合等現物給付によりがたい場合は償還方式により助成。表③の場合は、償還方式により助成。

5 平成21年度予算額

513,223千円

(担当課 健康推進課)

②特定不妊治療費助成事業

1 趣 旨

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず十分な治療を受けることができない者も少なくないことから、治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 対象治療：体外受精及び顕微授精

(2) 助成対象者：戸籍上の夫婦

(3) 給付内容：1年度あたり治療1回につき上限額10万円（年度2回まで）、通算5年支給

(4) 所得制限：年間730万円以内（夫婦合算所得額）

3 平成21年度予算額

45,071千円

(担当課 健康推進課)

③先天性代謝異常検査事業

1 趣 旨

重症身障者など特に精神発達に障害を生じるおそれのある先天性代謝異常等について、新生児に対してマススクリーニング検査を実施することにより、早期発見・早期治療を行い、予防対策の強化を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業内容

県内の新生児を対象とし、検査を受けることを希望する保護者が医療機関等の採血機関へ検査の申込みを行い、県立中央病院においてスクリーニング検査を実施する。

検査は、県の負担において行う（採血機関における採血料等は保護者の負担）

(2) 検査機関：島根県立中央病院

3 平成21年度予算額

12,775千円

(担当課 健康推進課)

④障害児療養支援事業

1 趣 旨

心臓疾患等県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する、身体に障害のある児童を有する家庭の経済的負担を軽減することによって、当該児童の療養環境の整備に資することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 交通費等助成

①事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に入院する際に、本人及び付添者の交通費等への助成を行う実施主体に補助金を交付する。

なお、術前検査及び術後検査のために入院する際の交通費についても助成対象としている。

②実施主体：島根県心身障害児（者）親の会連合会

③助 成 額：定額方式

(2) 滞在資金貸付

①事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に10日以上入院する際に、児童の扶養義務者に必要な準備経費・滞在経費の貸し付けを行う実施主体に補助金を交付する。

なお、術前検査及び術後検査のために入院する際の交通費についても助成対象としている。

②実施主体：島根県社会福祉協議会

③貸 付 額：入院期間1ヶ月未満…30万円以内、同1ヶ月以上…50万円以内

3 平成21年度予算額

8,739千円

(担当課 健康推進課)

女性の健康相談事業

①不妊専門相談センター事業

1 趣 旨

不妊治療が普及する一方で、不妊に悩む夫婦等を対象とした専門医・助産師等による電話相談及び面接相談を行うことにより、不妊をめぐる悩みを解消し自己決定の支援を行うとともに、不妊に関する課題に対応する適切な体制整備を図る。

2 事業の概要

- (1) 運営体制：県立中央病院に不妊専門相談センターを委託設置し、専門医師や助産師等による不妊に関する電話相談、面接相談を実施する。
- (2) 電話相談：月～金曜日 13：00～16：00
- (3) 面接相談：予約制
- (4) メールによる相談：随時
- (5) 実施主体：島根県

3 平成21年度予算額

3, 177千円

(担当課 健康推進課)

簡易水道等施設整備推進交付金事業

1 趣 旨

本県の水道普及率は、96.6%(平成19年度末)と年々向上しており、全国平均(97.4%)との格差も年々縮小しているが、中山間地域を中心として約2万5千人の未普及人口がある。

県では、水道未普及地域の解消など定住環境の整備促進を目的として、国庫補助制度を活用して簡易水道等施設整備を行う市町村に対して、積極的に助成を行う簡易水道等施設整備推進交付金制度を設けている。

2 事業の概要

【交付金の名称】

しまね市町村総合交付金(簡易水道等施設整備推進交付金)

【交付対象事業及び交付率】

交付額 = 国庫補助基本額 × 交付率

「しまね市町村総合交付金」として、他の交付金と一括して一般会計へ交付(翌年度以降5年間に分割交付)

厚生労働省国庫補助事業の区分	交 付 率	
	市町村設置型合併処理浄化槽整備事業を導入又は計画している市町村が平成17年度までに着工し実施するもの	左記以外の市町村が実施するもの
新 設 事 業	8%	4%
区域拡張事業	6%	3%
水量拡張事業	3%	—
改 良 事 業	新たにろ過施設等を導入するものに限る 3%	

3 平成21年度予算額

91, 152千円

(担当課 薬事衛生課)

ハンセン病療養所入所者等支援事業

1 趣 旨

「らい予防法」に基づく強制隔離政策のため、家族や故郷から引き離され、長い年月にわたり療養所生活を強いられてきた入所者及びその家族に対する支援活動やハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行う。

2 事業の概要

事業区分	事業主体	事業内容
ハンセン病療養所入所者家族生活援護	島根県	世帯主が療養所入所のため不在の家族に対し生活費給付の援護を実施
ハンセン病療養所入所者里帰り事業	島根県藤楓協会 島根県	県出身の全国の療養所入所者を対象に年1回島根県への里帰りを実施
ハンセン病療養所訪問事業	島根県藤楓協会 島根県	高齢等の理由で里帰り事業に参加されない方への面会などの療養所訪問を実施
ハンセン病に関する普及啓発事業	島根県藤楓協会 島根県	ハンセン病に対する正しい知識を普及するため、保健所ごとの普及啓発活動や、小中学校への副読本の配付、教職員及び看護学生等の療養所訪問等を実施

3 平成21年度予算額

1,907千円

(担当課 健康推進課)

女性相談事業

1 趣 旨

女性が安心して暮らせる環境の整備を図るために、様々な悩みを持つ女性からの相談に応ずるとともに、夫、恋人等からの暴力を根絶するため、県民に対する意識啓発を行う。

2 事業の概要

- (1) 女性相談員による相談の実施
- (2) 弁護士による専門相談の実施
- (3) 関係機関との連携
 - ①女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催
 - ②DV被害防止事例検討会の開催
- (4) 女性相談員専門研修の実施
- (5) DVについての理解を促すための普及啓発

3 平成20年度予算額

38,030千円

(担当課 青少年家庭課)

